

京都市告示第 259 号

地方自治法第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、平成 5 年 9 月 30 日付けで認可した日ノ岡第 1 南部町内会について変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示します。

平成 16 年 8 月 4 日

京都市長 榊本 頼兼

変更があった事項及びその内容

変更があった事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名	津山 修	竹岡 邦彦
代表者の住所	京都市山科区北花山山田 町 5 5	京都市山科区日ノ岡坂脇 町 2 4 - 1

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)